

○厚生労働省告示第三百四十三号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医薬品として次のものを指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年四月二十四日

厚生労働大臣 小宮山洋子

医薬品の名称 予定される効能又は効果 申請者の氏名又は名称及び住所 指定年月日

パシレオチドパモ酸 塩 クッシング病 ノバルティスファーマ株式会社 平成二十四年

塩 東京都港区西麻布四丁目十七番三十号 二月十五日

イマチニブメシル酸 塩 肺動脈性肺高血圧症 ノバルティスファーマ株式会社 平成二十四年

塩 東京都港区西麻布四丁目十七番三十号 三月十九日

無水ベタイン 左記の欠損又は異常を伴う 株式会社レクメド 東京都町田市 平成二十四年

法 ホモシスチン尿症の補助療 森野一丁目七番二十三号 三月十九日

シスタチオンβ合成酵素（

CBS）

5，10－メチレンテトラ

ヒドロ葉酸還元酵素（MT

HFR）

コバラミン補酵素代謝（c

bl）

Z－521

くる病・骨軟化症を伴う低リン血症

クロファアラビン

再発又は難治性の急性リンパ性白血病

ブレンツキシマブ

ベドチン

CD30陽性のホジキンリンパ腫及び未分化大細胞リンパ腫

ゼリア新薬工業株式会社 東京都 平成二十四年

中央区日本橋小舟町十番十一号 三月十九日

ジェンザイム・ジャパン株式会社 平成二十四年

東京都港区赤坂五丁目三番一号 三月十九日

武田薬品工業株式会社 大阪府大 平成二十四年

阪市中央区道修町四丁目一番一号 三月十九日

武田バイオ開発センター株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目七

番十二号サピアタワー

遺伝子組換え型フォンビルブランド因子
フォンビルブランド病患者
区晴海一丁目八番十号
平成二十四年
三月十九日

(rVWF)
ブラント因子を補い、その
出血傾向を抑制すること

ルリオクトコグ ア
血漿中の血液凝固第Ⅷ因子
濃度が低下しているフォン
ビルブランド病患者に対し
、血漿中の血液凝固第Ⅷ因
子を補い、その出血傾向を
抑制すること

ルファ (遺伝子組換え)
区晴海一丁目八番十号
平成二十四年
三月十九日

、血漿中の血液凝固第Ⅷ因
子を補い、その出血傾向を
抑制すること